

職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

企業職給料表（一）

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	16	13.7	主事・技師	16	44	37.6	主事・技師
				計	16			
2級	困難な業務を行う主事又は技師の職務	28	23.9	主事・技師	28	44	37.6	主事・技師
				計	28			
3級	1 主任主査又は技術主任主査の職務 2 主査又は技術主査の職務	17	14.5	主任主査・技術主任主査	1	23	19.7	係長級
				主査・技術主査	11			
				主査・技術主査（再任用）	5			
				計	17			
4級	1 主幹又は技術主幹の職務 2 困難な業務を行う主任主査又は技術主任主査の職務	15	12.8	主任主査・技術主任主査	3	23	19.7	係長級
				主任主査・技術主任主査（再任用）	2			
				主査・技術主査	1			
				計	6			
5級	1 本庁の総括課長補佐、総括室長補佐、総括技術補佐、課長補佐又は技術補佐の職務 2 地方機関の総括次長、総括技術次長、次長又は技術次長の職務	29	24.8	主幹・技術主幹	9	38	32.5	課長補佐級
				計	9			
				総括課長補佐・総括技術補佐	2			
				課長補佐・技術補佐	3			
6級	1 本庁の課長又は室長の職務 2 地方機関の長の職務	5	4.3	地方機関の総括次長・総括技術次長	7	38	32.5	課長補佐級
				地方機関の次長・技術次長	11			
				主幹・技術主幹	6			
				計	29			
7級	1 本庁の課長又は室長の職務 2 地方機関の長の職務	5	4.3	副参事	3	10	8.5	課長級
				技術副参事	1			
				水道経営管理専門監	1			
				計	5			
8級	1 困難な業務を行う本庁の課長又は室長の職務 2 困難な業務を行う地方機関の長の職務	5	4.3	課長	1	10	8.5	課長級
				地方機関の長	4			
				広域水道事務所、下水道事務所				
				計	5			
9級	本庁の副局長の職務	2	1.7	副局長	2	2	1.7	副部長級
				計	2			
10級	特に重要な業務を所掌する本庁の部長の職務で人事委員会が認めるもの	0	0.0		0	0	0.0	部長級
				計	0			
合計		117	100					

※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。

企業職給料表（二）

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	臨床検査技師の職務	0	0.0		0	1	25.0	技師
				計	0			
2級	1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う臨床検査技師の職務	1	25.0	技師	1	1	25.0	技師
				計	1			
3級	1 技術主査の職務 2 困難な業務を行う薬剤師の職務 3 特に困難な業務を行う臨床検査技師の職務	0	0.0		0	1	25.0	係長級
				計	0			
4級	1 技術主任主査の職務 2 困難な業務を行う技術主査の職務	1	25.0	技術主査	1	1	25.0	係長級
				計	1			
5級	1 本庁の総括技術補佐又は技術補佐の職務 2 地方機関の総括技術次長又は技術次長の職務 3 技術主幹の職務 4 困難な業務を行う技術主任主査の職務	2	50.0		0	2	50.0	課長補佐級
				計	0			
				地方機関の技術次長	1			
				技術主幹	1			
6級	地方機関の長の職務	0	0.0		0	0	0.0	課長級
				計	0			
7級	困難な業務を行う地方機関の長の職務	0	0.0		0	0	0.0	課長級
				計	0			
合計		4	100					

※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。

企業職給料表（三）

職務の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師等の職務	0	0.0			1	50.0	技師
				計	0			
2級	技能又は経験を必要とする業務を行う技師等の職務	0	0.0			1	50.0	技師
				計	0			
3級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技師等の職務	1	50.0	技師（再任用）	1	1	50.0	技師（主任）
				計	1			
4級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技師等の職務	0	0.0			1	50.0	技師（主任）
				計	0			
5級	技師（主任）等の職務	1	50.0	技師（主任）	1	1	50.0	技師（主任）
				計	1			
合 計		2	100					

※構成比については、四捨五入のため、各級・各段階の和と合計欄の数値が一致しない場合がある。